

## 至誠館大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第38条に規定する至誠館大学（以下「本学」という。）の学生又は学生団体に授与する表彰に関し、必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する学生又は学生団体について行うことができる。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められた場合
  - ア 国際的又は全国的規模の学会から賞を受けた場合
  - イ その他、アに準じた学会等において高い評価を受けた場合
- (2) 課外活動において、次のいずれかに該当すると認められた場合
  - ア 国際的規模の競技会、展覧会、公演等（以下「競技会等」という。）に出場、出展又は出演した場合
  - イ 全国的規模の競技会等に出場、出展又は出演し、入賞した場合
  - ウ 中国地区相当規模の競技会等において、優勝、準優勝又は3位の成績を収めた場合
  - エ その他、ア、イ又はウに準ずる競技会等において、特に優秀な成績を収めた場合
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められる場合
  - ア ボランティア活動等において、公共団体等から表彰を受け、社会的に高い評価を受けた場合
  - イ その他、アに準じた功績等で、高い評価を受けた場合
- (4) その他、次のいずれかに該当すると認められる場合
  - ア 人命救助、災害救助等に貢献した場合
  - イ その他、特に優れた業績又は功績 等があった場合

(表彰対象者の推薦)

第3条 学生委員会は、表彰対象者の業績等を審査し、学長に推薦する。

2 前項に定める推薦は、原則として毎年度末日までに行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、「学長賞」または、「学長奨励賞」として学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて副賞を授与することができる。

3 前項の副賞は、記念品もしくは奨励金を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰対象者が決定された後、卒業式当日に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、その都度表彰を行うことができる。

(表彰の取消し)

第7条 学長は、第4条の被表彰者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、学生委員会の議を経て、表彰を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 本学の学則等に違反し、懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他被表彰者としての適格を欠くに至ったとき。

(副賞の返還等)

第8条 学長は、第7条の規定により表彰を取り消したときは、既に授与した副賞の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事務)

第9条 学生又は学生団体の表彰に関する事務は、学務課において行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学生又は学生団体の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成27年	6月	1日
改正	平成28年	6月	1日(第1回改正)
	平成31年	4月	1日(第2回改正)